

第四次宜野湾市総合計画 後期基本計画編（原案）

令和 3 年度～令和 6 年度
(2021 年度～2024 年度)

(変更箇所等凡例)

新規

変更

~~完了・廃止~~

第四次宜野湾市総合計画 後期基本計画

目次

第1章 はじめに

- 1節 後期基本計画の位置づけ
- 2節 後期基本計画の構成
- 3節 後期基本計画の期間

第2章 施策体系

- 1節 施策体系図
- 2節 基本施策

第3章 重点プロジェクト

- 1節 重点プロジェクトの位置づけ
- 2節 重点プロジェクト

第4章 基本施策

目標1：市民と行政が協働するまち

- (1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 国際・国内交流の推進
- (4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

目標2：健康で、安心して住み続けられるまち

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 子育て支援・子育て環境の充実
- (3) 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化
- (4) 障がい者（児）福祉の充実
- (5) 高齢者介護・福祉の充実

ページ数に関しては、最終調整時に付番します。

- (6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・
- (7) 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち

- (1) 未来を担う人間力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・
- (2) 地域に開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承・・・・・・・・

目標4：地域資源を活かした、活力あるまち

- (1) 観光・リゾート産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・
- (2) コンベンション支援機能の充実・・・・・・・・
- (3) 地域商店街の活性化・・・・・・・・
- (4) 商工業・情報通信産業の振興・・・・・・・・
- (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進
- (6) 都市農業・漁業の振興・・・・・・・・

目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち

- (1) 防災及び救急・消防体制の強化・・・・・・・・
- (2) 交通安全・防犯対策の強化・・・・・・・・
- (3) 環境保全と循環型社会の形成・・・・・・・・
- (4) 公害・環境衛生対策の推進・・・・・・・・
- (5) 快適な生活環境の整備・・・・・・・・
- (6) 交通ネットワークの整備・・・・・・・・
- (7) 上・下水道の整備・・・・・・・・
- (8) 公園・緑地及び墓園等の整備・・・・・・・・

目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

- (1) 基地問題への対応・・・・・・・・
- (2) 基地跡地利用の推進・・・・・・・・
- (3) 平和行政の推進・・・・・・・・

ページ数に関しては、最終調整時に付番します。

第1章 はじめに

1 節 後期基本計画の位置づけ

本市の最上位計画である宜野湾市総合計画のうち、後期基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像を受け、分野別に定めた6つの基本目標を達成するために位置づけられた計画です。

なお、将来都市像の実現にあたっては、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発目標(SDGs)に共感し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

また、後期基本計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標と同様であることから、後期基本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するものと考えます。

2 節 後期基本計画の構成

○施策体系

「第2章 施策体系」では、基本構想で設定した6つの基本目標に基づく基本施策を示します。

○重点プロジェクト

「第3章 重点プロジェクト」では、前期基本計画の4年間で各分野を横断的に取り組むべき重点的な施策を明確にします。

○基本施策

「第4章 基本施策」では、基本施策ごとに「目指すまちの姿」「現状と課題」「施策の展開」「目標指標」で構成し、さらに、施策の展開においては、目的を明確にするため「取組方針」と「主な取組み」を示します。

3 節 後期基本計画の期間

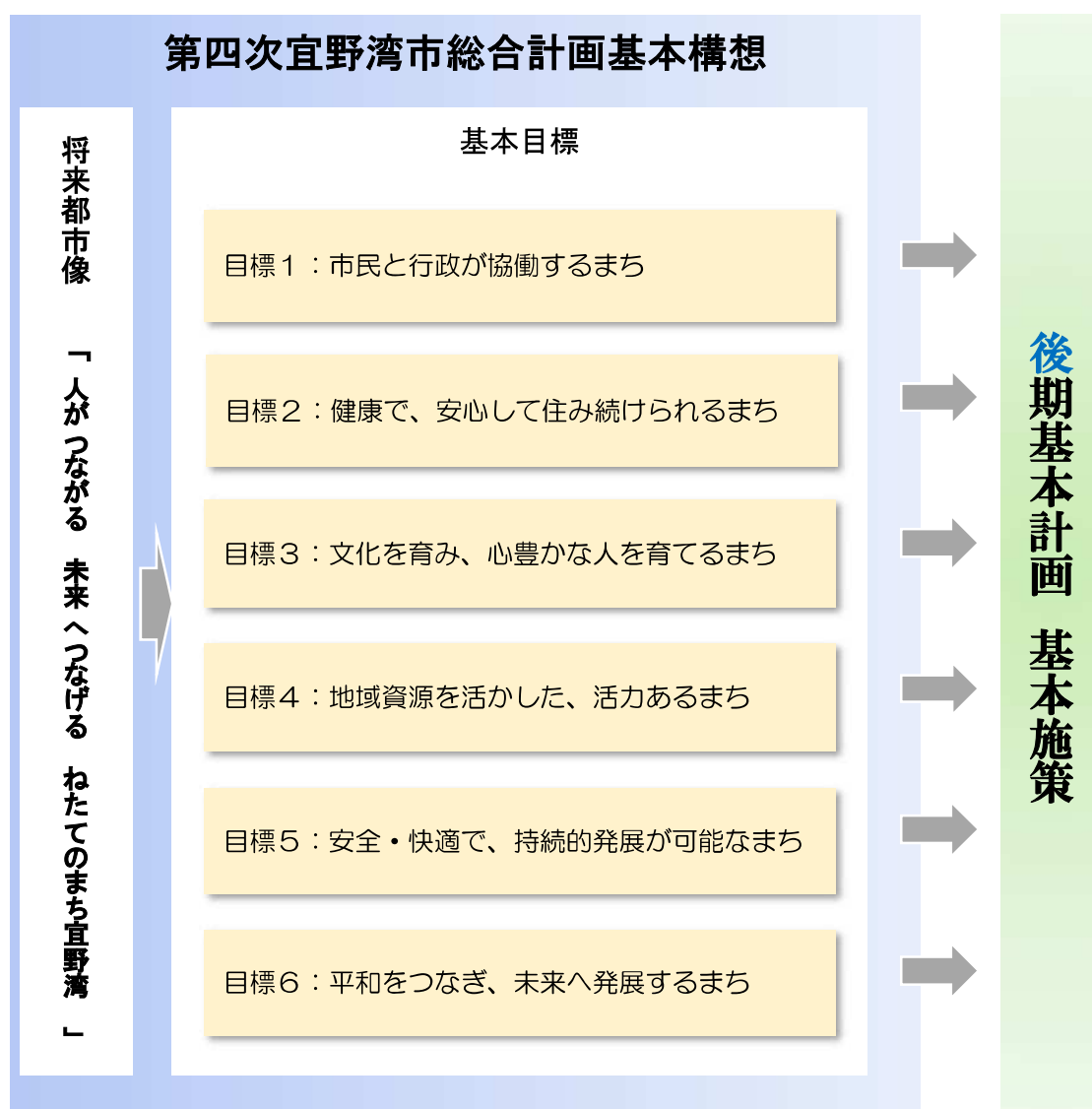
計画期間は、第四次宜野湾市総合計画の8年間の計画期間のうち、後期基本計画を令和3(2021)年度から令和6(2024)年度としています。その後4年間の後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の内容の見直しを行います。

第2章 施策体系

1節 施策体系図

第四次宜野湾市総合計画基本構想において、将来都市像「**人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾**～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～」の実現を目指し、分野別に6つの基本目標を掲げました。

後期基本計画では、この6つの基本目標に沿った31の基本施策を体系化し、位置づけます。



2節 基本施策

目標1：市民と行政が協働するまち

- (1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 国際・国内交流の推進
- (4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

目標2：健康で、安心して住み続けられるまち

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 子育て支援・子育て環境の充実
- (3) 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化
- (4) 障がい者（児）福祉の充実
- (5) 高齢者介護・福祉の充実
- (6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進
- (7) 健康づくりの推進

目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち

- (1) 未来を担う人間力の育成
- (2) 地域に開かれた学校づくりの推進
- (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目標4：地域資源を活かした、活力あるまち

- (1) 観光・リゾート産業の振興
- (2) コンベンション支援機能の充実
- (3) 地域商店街の活性化
- (4) 商工業・情報通信産業の振興
- (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進
- (6) 都市農業・漁業の振興

目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち

- (1) 防災及び救急・消防体制の強化
- (2) 交通安全・防犯対策の強化
- (3) 環境保全と循環型社会の形成
- (4) 公害・環境衛生対策の推進
- (5) 快適な生活環境の整備
- (6) 交通ネットワークの整備
- (7) 上・下水道の整備
- (8) 公園・緑地及び墓園等の整備

目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

- (1) 基地問題への対応
- (2) 基地跡地利用の推進
- (3) 平和行政の推進

第3章 重点プロジェクト

1節 重点プロジェクトの位置づけ

「重点プロジェクト」は、基本構想で示した、将来都市像及び基本目標を踏まえ、前期基本計画の計画期間の中で成果が特に強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的・総合的に進めることにより相乗効果を発揮させるものとして位置づけます。

前期基本計画における市民アンケートでは、「子ども成長支援」「生活安全・安心」の視点から2つのへの重要度が高かったため、後期基本計画においても重点プロジェクトをとして設定します。また、令和17年(2035)年以降における人口減少を重要視し、その対策の観点から施策を展開する必要があるため、第二期市総合戦略における施策をまち・ひと・しごとプロジェクトとして、重点プロジェクトに新たに設定する。なお、それぞれのプロジェクトに明確な方向性を与えるため、「成果目標」を設定します。

■重点プロジェクトの設定イメージ



2節 重点プロジェクト



子ども成長支援プロジェクト

プロジェクトの内容

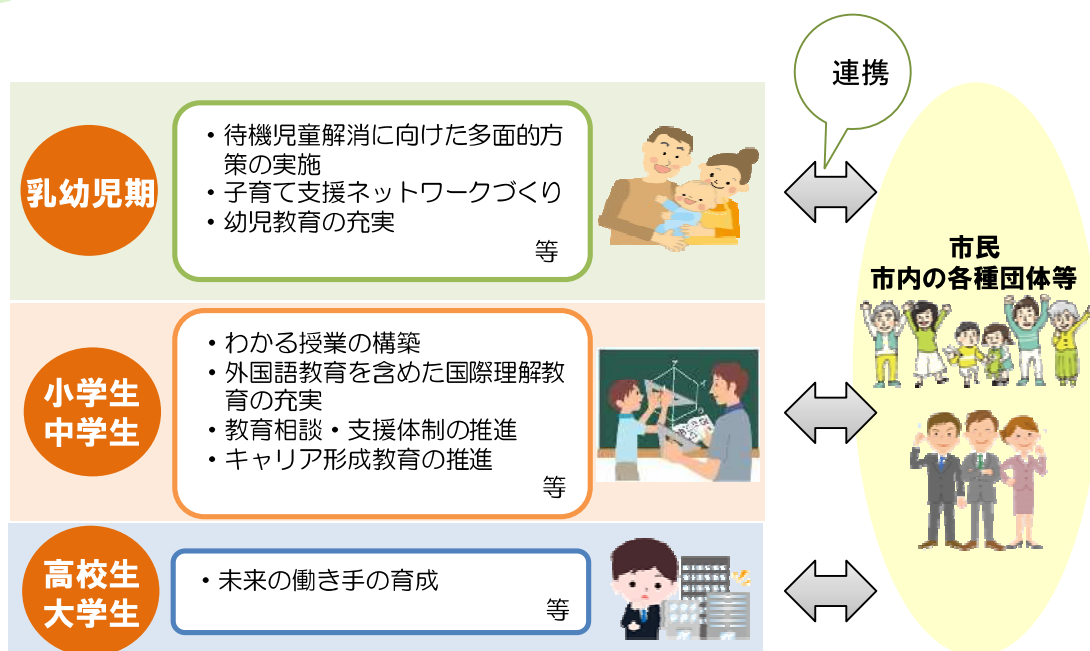
本市の特性である充実した子育て・教育環境を活かし、今後さらなる推進を図るため、子ども成長支援プロジェクトを展開します。

具体的には、子どもの成長段階に応じた重点的な取り組みを地域・市内各種団体等と連携して行い、未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

成果目標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
学校教育に対する市民満足度 ^{*1}	38.925.0%	 UP
子育て環境に対する市民満足度 ^{*1}	32.620.4%	 UP
認可保育所における保育施設の待機児童数 ^{*2}	71480人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	80人	0人

プロジェクトのイメージ



重点的な取り組み一覧

施策名	重点的な取り組み
2-(2)-① ^{※3} 安心できる子育て環境の充実	待機児童解消に向けた多面的方策の実施教育・保育施設における二 ーズへの対応
	多様な子育てサービスの充実
	子育て支援ネットワークづくり
2-(2)-③ ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て、生活支援の拡充充実
2-(3)-① 児童虐待等の予防と対応	ハイリスク世帯の発見及び対応の充実
2-(4)-① 相談支援・連携体制の構築	障害者差別解消法の取り組み
2-(6)-② 子どもの育ちの保障と充実	子どもの居場所づくりの推進
	子ども支援対策計画策定子ども未来応援計画の推進
2-(7)-④ 母子保健活動の推進	健診の充実
3-(1)-① 確かな学力の向上	幼児教育の充実
	わかる授業の構築
	外国語教育を含めた国際理解教育の充実
	キャリア形成教育の推進
3-(1)-② 豊かな心・健やかな体の育成	教育相談・支援体制の推進
3-(2)-① 地域と連携した教育活動の充実	子どもの居場所づくりの推進
3-(2)-③ 教育環境の充実	学校のICT化の推進
	学校等施設・設備の充実
3-(3)-② 郷土を学びつなぐ環境の充実	市史を活用した郷土学習の推進
4-(5)-② 人材育成の推進	未来の働き手の育成
5-(3)-① 環境思想の普及・啓発	学校での環境教育の充実

※1…宜野湾市民意識調査（令和元平成27年9月実施）、「問1822：施策に対する満足度」より抜粋。「未来を担う人間力の育成、地域に開かれた学校づくりの推進、地域活動を通じた学びの充実と文化の継承学校教育の充実」、「子育て支援・子育て環境の充実」に対し、「満足」、「やや満足」の回答者の割合を現状値として設定し、割合が増加することを目標とする。

※2…保育所の創設や増改築、小規模保育事業の促進、認可外保育施設の認可化等による定員増により、平成29年度中の待機児童解消に向けて取り組む。

※3…施策名の番号は、後前期基本計画の基本施策番号を示す。「2-(2)-①」であれば「基本目標2、基本施策(2)の施策の展開①」を示す。

生活安全・安心プロジェクト

プロジェクトの内容

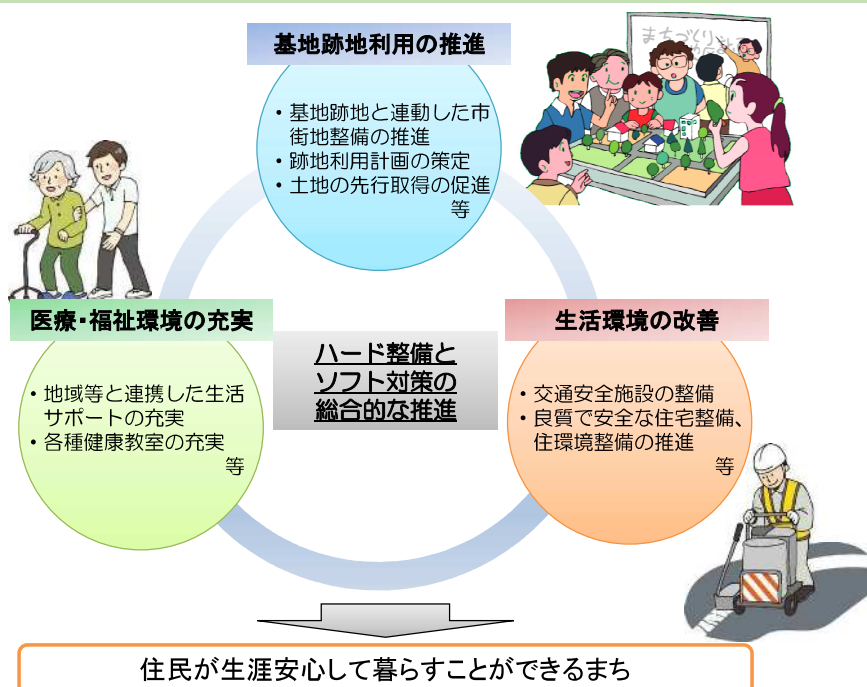
本市の特性である、快適な生活環境の形成及び基地返還後のまちづくりに向けた取り組みのさらなる推進を図るため、生活安全・安心プロジェクトを展開します。

具体的には、医療・福祉環境の充実、生活環境の改善、基地跡地利用の3つを核とし、ハード・ソフトの両面から重点的な取り組みを行い、住民が生涯安心して暮らすことができるまちを目指します。

成果目標

指 標		現状値 (R1H27)	目標値 (R6H34)
日常生活や安全・安心に対する 市民満足度※1	地域福祉の推進	31.349.9%	➡ UP
	快適な生活環境の整備	37.849.8%	➡ UP
	基地跡地利用の推進	35.542.2%	➡ UP
健康寿命の延伸	男性	78.7577.1歳※2	➡ UP ※3
	女性	83.7784.23歳※2	

プロジェクトのイメージ



重点的な取り組み一覧

施策名	重点的な取り組み
2-(1)-② 支え合いの仕組みと拠点・体制づくり	地域での支え合いをサポートする拠点機能の充実
2-(5)-③ 地域包括ケアシステムの構築	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、社会保障充実分）の充実 地域包括支援センターの機能強化
2-(6)-① 低所得者福祉の充実	地域等と連携した生活サポートの充実
2-(7)-① 健康づくり活動の充実	各種健康教室の充実
2-(7)-⑤ 国際医療拠点構想の推進	国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 関係機関と連携した市民の健康づくりの推進
5-(1)-③ 消防体制の強化	消防施設等の整備強化
5-(1)-④ 救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発	救急体制の整備・拡充
5-(2)-① 交通安全対策の強化	交通安全施設の整備
5-(5)-② 都市基盤の整備	西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 基地・基地跡地と連動したを踏まえた市街地整備の推進
5-(5)-③ 住宅・住環境の整備	良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進
5-(6)-① 生活道路の整備・拡充	安全・快適で発展性のある道路の整備
5-(6)-② 基地関連道路の整備	普天間飛行場東側返還地における道路整備 西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備
6-(2)-① 沖縄健康医療拠点の形成の推進	沖縄健康医療拠点形成に向けた関係機関との連携
6-(2)-②③ 普天間飛行場跡地利用の推進	跡地利用計画の策定 土地の先行取得の促進

※1…宜野湾市民意識調査（令和元平成27年97月実施）、「問1822：施策に対する満足度」より抜粋。「地域福祉の推進」、「快適な生活環境の整備」、「基地跡地利用の推進」に対し、「満足」、「やや満足」の回答者の割合を現状値として設定し、割合が増加することを目標とする。

※2…平成2722年度の数値を現状値として設定する。

※3…健康寿命の増加分が平均寿命の増加分を上回ること。


まち・ひと・しごとプロジェクト

プロジェクトの内容

本市においては令和17年（2035年）まで人口は増加傾向であるが、それ以降は徐々に減少傾向にあると推計されている。そのため令和17年（2035年）以降における人口減少を重要視し、その克服の観点から施策を展開するため、まち・ひと・しごとプロジェクトを展開します。

具体的には、雇用、交流、結婚・出産・子育て、地域づくり・連携の4つの分野の重点的な取り組みを行い、市民が安心して住み続けられる魅力あるまちを目指します。

成果目標

指 標		現状値 (R1)	目標値 (R6)
宜野湾市ハローワークを利用した市民における就職率件数		700件 25.6%	800件
西海岸地域入域者数		226万人	250万人
保育施設の待機児童数		71人	0人
放課後児童クラブの待機児童数		80人	0人
健康寿命の延伸	男性	78.75 歳	 UP ※1
	女性	83.77 歳	

※1…健康寿命の増加分が平均寿命の増加分を上回ること。

重点的な取り組み一覧

施策名	重点的な取り組み
1-(1)-② 自治会等協働の主体の育成・支援	地域リーダーの育成及び活用 地域づくり団体への助成
1-(2)-② 男女がともに能力を発揮するための意識づくりと環境づくり	家庭・地域・職場における男女共同参画の推進 女性リーダー育成支援の充実
1-(3)-② 国際感覚豊かな市民の育成	国際感覚豊かな人材育成の充実
2-(2)-① 安心できる子育て環境の充実	教育・保育施設におけるニーズへの対応
2-(2)-② 児童の健全育成に向けた取り組みの充実	小学校区ごとに一か所の児童館センターの整備に向けた取り組み
2-(2)-③ ひとり親家庭への自立支援の推進	経済的自立の支援
2-(3)-① 児童虐待等の予防と対応	乳幼児健診受診率の向上
2-(3)-② DVの防止と被害者支援の強化	DV未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実
2-(4)-③ 障がい児への早期支援	障がい児保育の充実
2-(5)-③ 地域包括ケアシステムの構築	認知症の方を地域で支える仕組みづくり
2-(6)-② 子どもの育ちの保障と充実	子どもの学習・生活支援事業の充実・強化 子どもの居場所づくりの推進
2-(7)-① 健康づくり活動の充実	各種健康教室の充実
2-(7)-② 疾病予防対策の強化	任意予防接種の公費負担の実施
3-(1)-① 確かな学力の向上	わかる授業の構築 特別支援教育の充実 外国語教育を含めた国際理解教育の充実
3-(2)-① 地域と連携した教育活動の充実	子どもの居場所づくりの推進

施策名	重点的な取り組み
3-(3)-① 生涯をととした学びの推進	市民図書館を拠点とした生涯学習環境の充実
	スポーツ・レクリエーション活動の推進
3-(3)-② 郷土を学びつなぐ環境の充実	博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実
4-(1)-① 観光資源の創出と拡充	多彩なイベント等の振興
4-(2)-② 受入態勢の強化及びプロモーション活動の充実	プロ野球キャンプをはじめとした、プロスポーツ大会開催等への支援
4-(3)-② 商業環境の充実	空き店舗の解消
	店舗リフォームの促進
4-(4)-① 経営革新・新事業の創出支援	創業の支援
4-(4)-② 情報通信関連事業者の立地促進	情報通信関連事業者の立地促進及び事業拡大支援
	インキュベーション機能の充実化
4-(5)-② 人材育成の推進	未来の働き手の育成
4-(5)-③ 各種就業支援及び就業環境整備の推進	宜野湾市ふるさとハローワークによる就労支援
5-(1)-① 防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援	食糧、飲料水の備蓄及び防災倉庫の整備
	自主防災組織の育成強化
5-(1)-② 市民の防火安全意識の高揚と事業所の自衛消防力の強化	住宅防火の推進
5-(1)-④ 救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発	救急体制の整備・拡充
5-(3)-① 環境思想の普及・啓発	学校での環境教育の充実
5-(3)-② ごみの減量化・再資源化の推進	ごみ減量化・再資源化の促進
5-(5)-② 都市基盤の整備	基地・基地跡地を踏まえた市街地整備の推進
5-(8)-① 都市公園の整備	公園の整備
6-(2)-③ 普天間飛行場跡地利用の推進	跡地利用計画の策定

第4章 基本施策

基本施策の見方

基本施策ごとに見開き1ページに整理しており、次のような構成でまとめています。

実現を目指したい
まちの姿を記載し
ています。

基本施策ごとの現
状及び課題を記載
しています。

用語解説等、補足
情報を記載してい
ます。

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

基本施策(7) 健康づくりの推進

目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への国際医療拠点構想を見据え、市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことのできる健康都市の実現を目指します。

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成27年度特定健診受診率は33.2%で、県内下位となっています。受診率向上に向けた取り組みとして、重点的な受診勧奨を行うためのモデル自治会の選定や、受診率上位3自治会及び受診者数が増加した自治会の表彰を行っています。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあるため、医療費の適正化が求められています。
- 母子保健活動について、各種健診や健康教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められています。
- 西普天間住宅地区跡地での国際医療構想の実現に向けて、関係機関と協議を行っています。



はごろもウォーキング大会



健康づくり市民大会

用語解説

○国際医療拠点構想とは・・・
平成27(2015)年8月に米軍から返還されたキャンプ瑞穂野の一部である「西普天間住宅地区」の跡地に、琉球大学医学部及び同附属病院の移転を中心に、高度医療や研究機能の充実、地域医療水準の向上、国際的な研究交流及び医療人材育成等を図る構想のこと。

各基本施策における持続可能な開発目標（SDGs）を明らかにしています。

計画期間中に実施する施策及びその取組方針、主な取組みを記載しています。

「重点プロジェクト」に位置づけられる取組みには以下のように表記しています。

- 子ども成長支援プロジェクト……………
- 生活安全・安心プロジェクト……………
- まち・ひと・しごとプロジェクト……………

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取組み】
①健康づくり活動の充実	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実等により健康づくりに関する意識の啓蒙に努めます。また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談の充実 ○各種健康教室の充実 ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進
②疾病予防対策の強化	特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○健診等の情報提供 ○受診しやすい健診等の実施 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 ○各種予防接種の情報提供の充実 ○任意予防接種の公費負担の実施
③医療費適正化の推進	医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進
④母子保健活動の推進	妊娠前から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通じ、健康づくりを推進することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○健診の充実 ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 ○思春期保健の充実
⑤国際医療拠点構想の推進	琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、国際医療拠点構想の実現を目指します。	○国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
健康相談人数	659人	950人
特定健診受診率	33.2%	60%
麻疹・風しん予防注射接種率 KPI	97.8%	95%以上の維持
ジェネリック医薬品利用率	73.2%	80%

— 関連する主な個別計画等 —

- ・宜野湾市健康増進計画 健康さのわん21（第2次）(H26～35年度)
- ・宜野湾市食育推進計画（126～35年度）

取組みに明確な方向性を与えるため、目標指標を設定しています。平成31年令和6年度を目標値設定年度とし、平成32令和6年度に評価を行います。総合戦略における重要業績評価指標は目標指標に **KPI** と表示しています。

基本施策に関連する各分野の個別計画等を記載しています。

基本施策(1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進

目指すまちの姿

市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域コミュニティの活性化に資する取り組み等により、市民の暮らしを支え合うまちづくりを目指します。

また、市報、ホームページ、SNS、窓口等を通し、いつでも誰でも必要とする情報の発信に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、行政計画等に反映することができる体制づくりを目指します。

現状と課題

- 本市の「協働」の基本的な考え方を示した「宜野湾市市民協働推進基本指針」（平成27年6月）を策定しました。さらに、この基本指針に示した協働の理念等を具体的かつ計画的に実施するため「~~宜野湾市市民協働推進実施計画~~」（平成28年3月）を策定し取り組みを進めています。
に基づき、市民と行政が協働するまちづくりに取り組んでいます。
- 市民の地域活動等への参加意欲は高いものの、活動の場に結びついていないため、市民がボランティアや地域活動、行政が行う事業や活動などへ「参加」し、地域や社会に関りをもつように、市民参画できる仕組みづくり、場づくりが必要です。
- 地域課題などを地域住民で共有し、課題解決の動きをつくりだす人材の育成を目的に「地域リーダー養成講座」を実施しています。
- 市民参画の手法の一つとして、市の附属機関等では市民公募枠を設ける等により、市民登用を行っていますが、その登用率は低い状況です（平成26年度16%）。
- 主体的に地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費を助成する事業に取り組んでいます。
- 自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等が協働の主体として継続的に活動するためには、必要な情報提供や、資金面・運営面での支援が求められています。
- 地域の課題や困っていることなどを、他の活動団体や機関等と協働して解決しやすい環境整備が必要です。
- 活動団体のみで解決できない課題等について、他の活動団体や機関等と連携協働できるよう、情報提供等の支援が必要です。

- 自治会活動の周知に関し積極的な取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しているため、加入世帯を増やすための継続的な取り組みが必要です。
- 老朽化した公民館については、地域コミュニティの拠点となる自治会活動に支障をきたしているため、建替え、改修等の整備が必要です。
- 市民と市政を結ぶ「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行をはじめ、ホームページや・SNSによる情報発信への情報掲載や、点訳による広報誌発行、コミュニティラジオ局を活用し情報を提供しています。

○電話や窓口での相談、「市民ご意見箱」の設置や、ホームページからの「ご意見ご要望」を通じ、市民の声を伺っていますに応えられるよう取り組んでいます。





新年を祝う公民館まつり（宜野湾区）



地域コーディネーター養成講座（公開講座）





施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 市民参加の促進	市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動等に参加しやすい仕組みを構築します。 また、行政計画の策定等には、市民参加の促進を図ります。	○講演会や勉強会の開催 誰もが参加しやすい地域講座などの企画・開催 ○行政計画等への市民参加促進
② 自治会等協働の主体の育成・支援	人材育成や活動拠点の整備とともに、積極的な周知等により自治会への加入を促進します。 また、協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等）に対する支援・育成に取り組めます。	○活動拠点の整備 ○自治会活動の広報、周知 ○自治会への加入促進 ○NPO、ボランティア団体、市民団体等への支援機能の充実 ○地域コーディネーターリーダーの育成及び活用  ○地域づくり団体への助成 
③ 協働による取り組みをしやすいための環境整備	市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の交流機会の創出に努めます。	○自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等が地域課題を共有する場づくり ○地域課題解決のための協働の支援
④ 広報活動の充実	市報、ホームページ、コミュニティラジオ局、SNS等を通じ、積極的に市政情報を発信します。 また、市政情報の多言語化に取り組み、市内で暮らす外国人が安心して必要な情報を取得・活用できるよう取り組みます。	○市政情報の多言語対応の推進 ○多くの媒体（紙、ラジオ、SNS、インターネット等）を活用した市政情報の発信
⑤ 広聴活動の充実	市政に対する市民ニーズを把握するため、パブリックコメントやワークショップ、市民アンケート等を引き続き実施し、的確に市政へ反映することに努めます。	○市民アンケートの回収率向上 ○パブリックコメントやワークショップの実施

基本計画

目標 1 市民と行政が協働するまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
自治会加入世帯数	11,303 世帯	11,450 世帯
地域コーディネーター養成講座終了生延べ人数 地域リーダー等養成講座修了生 	なし 28 人	60 人 100 人
地域づくり推進事業基金助成金活用団体数 	4 団体	20 団体
講演会、講座、研修、ワークショップ、交流会等の開催数	1 件	6 件

関連する主な個別計画等

- 宜野湾市市民協働推進基本指針（H27 年度～）
- 宜野湾市市民協働推進実施計画（H28R3～（改訂中）H32 年度）

基本施策(2) 男女共同参画の推進

目指すまちの姿

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や、誰もが多様な場面で活躍することができる環境の整備により、男性や女性、子ども、高齢者、外国人に関係なく、等しく自分らしく生活することができる社会を目指します。

現状と課題

- はごろもぷらんの計画内容の周知と学校生活等を通して、男女がお互いを尊重できるような教育が必要です。
- 男女共同参画支援センターふくふくでの各種講座・や講演会や、市民向け出前講座等の開催するなどについて情報提供を行っており、市民の講座等への参加促進及びワークライフバランス等男女共同参画社会の推進実現に向け、について、考える機会を提供に努めています意識啓発を図ります。
- 人材育成交流センターめぶきにおいて、女性の様々な悩みや問題に関する相談窓口を設け、関係機関との連携を図っています。



紙芝居による男女共同参画啓発



男女共同参画フォーラム

一 口 へ も

○男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

○人材育成交流センターめぶきと男女共同参画支援センターふくふくのお愛称の由来・・・

「めぶき」・・・新芽が萌え（めぶき）成長していくように、この場所から素晴らしい人材が育っていくことを願い、市民公募により命名されました。

「ふくふく」・・・福が重なることで幸福を連想させると同時に、男女が協力して幸せを築くことを意味し、市民公募により命名されました。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と平和な社会づくり	<p>男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動できるよう、市報・HP等、様々な媒体や機会を通じて市民への意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、平和や国際協力・貢献△異文化の理解を深めていくことで、様々な人種や性別を尊重するといった多様性を認め合う社会の構築に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育・保育、社会教育における男女平等教育の充実 ○幼稚園・小中学校での男女混合名簿の実施 ○男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 ○多様な性の尊重お互いの性に配慮した健康支援・性教育等充実 ○男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力の推進 ○人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり ○DVに関する相談・支援体制の充実 ○DV等防止に向けた取り組みと各種ハラスメント防止対策の推進 ○平和な社会づくりへの貢献
② 男女がともに能力を発揮するための意識づくりと環境づくり	<p>男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身もつ能力を最大限発揮できる住組み社会や環境づくりを推進します。</p> <p>また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 ○女性、ひとり親家庭の自立支援 ○企業と連携した就労環境の整備の推進市内事業所への広報・啓発活動の推進 ○活動拠点の充実 ○家庭・地域・職場における男女共同参画の推進 課 ○女性リーダー育成支援の充実 課

基本計画

目標 1 市民と行政が協働するまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
各種審議会等への女性委員登用率 市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合 KPI	35.75%	37.040~60%
男女共同参画に関する講座への参加者数 KPI	563440人	774800人
両親学級(こうのとりのり倶楽部)への父親の参加率	44.4%	45%

関連する主な個別計画等

- ・第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもびらん～(H27～R6年度)
- ・第3次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画(H30～R4年度)

基本施策(3) 国際・国内交流の推進

目指すまちの姿

多彩な交流機会の創出に努め、文化や生活様式の違いを理解し尊重し合う、国際感覚豊かな市民の育成を図るとともに、市内在住の外国人も安心して暮らしていくことができるまちを目指します。

現状と課題

- 市民主体の交流事業を継続実施するとともに、本市の友好^{アモイ}都市である中国福建省廈門市における平和、文化、経済等交流の推進が必要です。
- 国際交流協会事業の継続実施により、様々な交流の機会が提供され、多くの市民及び在住外国人が参加するなど一定程度、市民の国際感覚が育まれています。
- 様々な分野のグローバル化に対応するため、今後も現状に即した市民の国際感覚の向上が**醸成を図ることが重要**です。
- 廈門市の廈門理工学院へ毎年留学生を派遣し、中国に対する理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めています。
- 在住外国人は増加傾向にあるため、窓口等における諸手続きや申請書、配布物等について、さらなる多言語対応が求められています。
- 平成 27 年度より沖縄県多文化共生モデル事業のモデル自治体として、通訳コーディネーターの配置やフォーラム等開催し、在住外国人に対するサービス向上や地域住民への理解が進んでいます。
- 日本人住民と在住外国人が、地域社会で共生するための体系的・網羅的な取り組みの実施が必要です。



留学生派遣事業帰国報告会

一 口 へ も

○多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

○友好都市とは・・・

文化交流や親善を目的とした地方同士の関係のことを意味します。親善都市、姉妹都市とも呼ばれます。

宜野湾市と廈門市は、昭和 61 年(1986年)11月に市職員野球チームが友好親善試合で廈門市を訪問したことを契機に双方の交流が始まり、以来、人的往来を中心として相互訪問を重ね、平成 7 年(1995年)11月、交流 10 年目にして友好都市提携の実現に至りました。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 多彩な交流機会の創出	友好合作都市、や世界のウチナンチュ大会等の受け入れを契機としたネットワークを活用し、平和、文化、経済等による国内外の交流を推進します。 また、国際交流協会の活動を支援するとともに、市内在住外国人と市民の交流機会の充実に努めます。	○国内外における平和、文化、経済交流の強化 ○国際交流協会の活動支援 ○在住外国人との交流機会の充実
② 国際感覚豊かな市民の育成	留学支援や英語教育、各種語学講座等を通して、文化や生活様式の違いを理解し、尊重し合う国際感覚豊かな市民を育成します。	○留学支援事業の推進 ○国際感覚豊かな人材育成の充実 <small>読書ひとしごと</small>
③ 多文化共生地域づくりの推進	今後のグローバル化を勘案すると、在住外国人のさらなる増加が予想されることから、在住外国人の暮らしやすい環境づくりを進め、日本人住民と在住外国人が地域社会で共生するための社会づくりを推進します。	○地域における情報の多言語化 ○在住外国人の生活支援 ○在住外国人への地域社会参画支援 ○市民への多文化共生社会づくりの理解促進

基本計画

目標 1 市民と行政が協働するまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
中国 ^{アモイ} 廈門理工学院派遣留学生延べ人数 <small>KPI</small>	148人	1822人

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市国際交流基本構想（H10年度～）

基本施策(4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

目指すまちの姿

市民サービスの向上及び業務の効率化に資するため、ICT化やオンライン化、民間活力の導入及び職員の能力開発に取り組むとともに、自主財源の確保及びさらなる経費の節減に努め、効果的・効率的な行財政運営の推進を目指します。

現状と課題

- 市役所内業務システムの導入や、職員一人一台パソコンの配置等、システム化・ICT機器の配置については一通りの整備が完了しており、今後は市民の利便性や、さらなる業務効率化につながる目標を定める必要があります。
- 社会全体のデジタル化へ対応し、更なる業務効率化を図るため、デジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組み、マイナンバーカードを利用した電子申請等の市民サービスのデジタル化を推進する必要がある。
- 各種法律改正や権限移譲により、業務量は増加しているため、効率的な組織体制を構築する必要があります。
- 職場内外研修の充実を図り、職員の意識改革や人材育成に一定の効果は得られています。
- 新たに導入された人事評価制度の定着と適切な運用を図るとともに、評価結果の適正な活用が課題となっています。年々多様化・高度化する市民ニーズに即応していくためには、人事評価結果を適正に活用し、職員の更なる意識改革を図りによる組織の活性化、組織力の最大化を図る必要があります。
- 職員一人ひとりの業務量が年々増加傾向にあるため、職員の健康支援、メンタルヘルス対策を引き続き強化していく必要があります。
- 生活保護費等社会保障関係経費の増大により、厳しい財政状況となっています。
- 税負担の公平性及び自主財源等の歳入確保に向け、さらなる適正な課税業務の推進が求められています。
- 市税収納率は年々向上しており、滞納繰越額も5年前と比較して約4割約半分~~に~~に圧縮されていますが、現年度分の徴収強化及び高額滞納事案に対する滞納整理の強化を図るため、職員の徴収業務技術向上と継承が必要です。
- 令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の落ち込んだ納税義務者を対象とした徴収猶予の特例制度が設けられました。厳しい経済情勢が続く中、市税収納率の落ち込みも予想されており、歳入の確保が課題となっています。
- 宜野湾市公共下水道事業地方公営企業法基本計画に基づき、上下水道事業の組織統合に着手しています。組織統合により、経営状況の「見える化」や利便性の向上を図るとともに、下水道使用料についても適正な使用料を検討する必要があります。
- 行財政改革大綱に基づき行財政改革を引き続き推進し、歳入面における自主財源の確保、歳出の削減に取り組む必要があります。

○平成25-令和元年度の決算データをベースとした財政シミュレーションの結果、市の財政を安定的に運営するためには、新規公共施設の抑制や既存施設の長寿命化等、中長期的な視点で財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① ICT 利活用による市民の利便性向上と業務の効率化	行政情報化や ICT 化・オンライン化の推進により、市民ニーズを踏まえた市民の利便性の向上や、業務の効率化を促進します。また、市民の情報を安心・安全に取り扱うために情報セキュリティ対策の強化に努めます。	○行政情報化や ICT 化、オンライン化の推進 ○行政情報発信の拡充に向けた環境整備 ○情報セキュリティ対策の強化
② 行政が担うべき役割の明確化と組織づくり	限られた人員で最大限の効果を上げるため、民間活力の導入を進めます。また、多様化する市民ニーズに対応するため、効果的な組織体制づくりに努めます。	○民間活力導入の推進 ○高等教育機関との連携 ○効果的な組織体制づくりの推進
③ 人材の育成・確保	宜野湾市人材育成基本方針に基づき、人事管理、研修管理、職場環境を3つの柱として相互に連携させ、継続的に職員のやる気や向上心を高め、行政の経営資源としての人材育成に努めます。	○人事評価制度の導入による職員の意識改革及び組織の活性化結果の人事管理等への活用 ○職場内外研修、派遣研修等の効果的な連携による個々の職員の能力開発の推進 ○職員のメンタルヘルス対策
④ 自主性・自立性の高い行財政運営の推進	公平、適正な課税業務と納税業務の推進や、公共施設使用料、手数料等の見直し等、自主財源の確保に努めます。 また、第6次宜野湾市行財政改革大綱に基づき、事業費全般の点検・見直しを行うとともに、宜野湾市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正管理及び特別会計の健全化に向けた取り組みを進めます。 公営企業（上下水道事業）の包括業務委託による、持続的且つ効率的な事業運営の推進を図ります。 予算については、重点施策に優先配分するなど、効率・効果的な活用に取り組み、厳しい財政状況を踏まえ、新たな財源の確保、事業の見直し等に取り組み、健全な財政運営に努めます。また、財政状況の周知、納税や政策への理解に努めます。	○公平、適正な賦課徴収 ○公共施設等の使用料や証明書等の手数料の見直し ○公共建築物の施設保有量の適正管理 ○特別会計の健全化 ○上下水道事業の組織統合 ○上下水道事業包括業務委託の実施 ○財政状況の周知 ○公会計統一モデルへの移行 ○財務書類・固定資産台帳の活用 ○ふるさと応援寄附の増加に向けた取り組み
⑤ 行政広域化への対応	地方分権の進展や、事務の権限移譲等に対応するため、近隣市町村と連携を密にし、事務の広域化について検討を行います。	○近隣市町村との連携強化

基本計画

目標 1 市民と行政が協働するまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
各種証明書のコンビニ交付サービス導入交付割合	8.50%	30%
市税収納率（現年度＋滞納繰越分）	97.7%	97.7%以上
宜野湾市ふるさと応援寄附額	4,550万円	1億円

関連する主な個別計画等

- 宜野湾市第二三次電子自治体推進計画（H25R2年度～R6年度）
- 第67次宜野湾市行財政改革大綱（H29R3～（改訂中））
- 宜野湾市公共施設等総合管理計画（H29～R8年度）
- 宜野湾市使用料・手数料の見直しに関する基本方針（H26年度～）

基本施策(1) 地域福祉の推進

目指すまちの姿

地域での支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

現状と課題

- 住民相互のつながりが希薄化しており、住民の主体的な活動を基盤としたコミュニティづくりが求められています。
- 第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、宜野湾市社会福祉協議会と連携し、**自治会ごとに地域支え合い活動委員会を展開しています**。また各施策を展開しています。特に、**また「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動(まちニコ運動)」や「自治会加入促進運動」を展開するなど、連帯意識向上への取り組みを行い、地域福祉推進の基盤づくりに努めています**。
- 市民や地域の抱える様々な課題に対し、関係部署との連携した相談窓口の充実が必要です。



まちニコデイ



地域支え合い活動委員会

ー ー ー ー

○まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動(まちニコ運動)とは・・・

毎月25日を「まちニコデー」として、あいさつ声かけ運動を推進しています。あいさつを通して隣近所が知り合いになるきっかけをつくり、地域住民がつながるまちを目指します。

○チョイシージーセンターとは・・・

—地域レベルの福祉の相談窓口であり、自治会を中心とする地域の支え合いの仕組みづくりをサポートする拠点となる場で、宜野湾市社会福祉センターに設置しています。

—(※チョイシージー：沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをもってお互いに助け合うということ。)

○地域支え合い活動委員会とは・・・

自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々を中心に、それぞれの地域で抱える課題の発見・解決に取り組む組織のこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 福祉に対する意識の向上	市民が地域を支える担い手として意識を高めていけるよう、福祉の心を育てていきます。また、地域活動への参加を促し、担い手となるキーパーソンやボランティアの育成・活用を図ります。	○福祉教育の充実 ○地域活動への参加促進 ○民生委員、児童委員の確保及び充実 ○ボランティアの育成・活用 ○地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成
② 支え合いの仕組みと拠点・体制づくり	身近な地域で不安や困りごとを解決できるよう、様々な市民活動団体との連携のしくみづくりやサポート体制の充実により支え合い活動を促進します。また、保健・福祉・医療等の関連団体や社会福祉協議会、関係機関等との連携体制の構築及び総合的な拠点整備を図ります。	○地域での支え合いをサポートする拠点機能の充実 ○地域づくり等を軸とした連携体制の構築 ○（仮称）総合福祉健康増進センターの整備に向けた取り組み
③ 権利擁護と相談対応等の充実	判断能力に不安のある方を守るため、権利擁護の充実を図ります。また、市民や地域の抱える複雑・多様な問題に対し、適切かつ的確にサービスが提供できるように、各種相談窓口の充実を図ります。さらに、サービスを選択するために必要な情報が行き届くように、情報提供の充実に努めます。	○権利擁護の充実 ○各種相談窓口の充実と相談体制の確立 ○情報提供の充実

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
地域支え合い活動委員会の立ち上げ数	22 自治会	23 自治会
民生委員・児童委員の委嘱率	94.2%80.1%	97.8%95.2%

関連する主な個別計画等

第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～R3年度）

基本施策(2) 子育て支援・子育て環境の充実

目指すまちの姿

子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に資する取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、誰もが子どもを産み育てやすく、未来の担い手である子どもたちが笑顔で健やかに育つまちを目指します。

現状と課題

- 子ども・子育て支援法の目的である「一人一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向け、待機児童の解消のみならず、潜在的待機児童の解消を図る必要があります。
- 延長保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施等、多様な子育て支援サービスが求められています。
- 子育て支援事業に従事する保育従事者（有資格者）の確保が課題です。
- こども医療費助成は、平成 26 年 1 月より自動償還方式を導入し、保護者の利便性が高まっており、順次対象児童の拡充が求められています。また、平成 30 年 10 月診療分より入通院に係る未就学児を対象とした「現物給付方式」が導入されています。
- 保育の量的拡大・確保について、~~宜野湾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や小規模保育事業等の整備を進めています。~~
- 放課後の安心・安全な児童の居場所確保のため、児童センターの適正配置及び公立の放課後児童クラブの拡充並びに開所時間の延長が求められています。
- ひとり親世帯向けの支援制度や相談窓口、当事者会等の周知を図り、自立に有効な情報提供の在り方を検討する必要があります。

一 口 × も

○潜在的待機児童とは・・・

将来の保護者の就労希望等により今後認可保育園を利用したいと希望する世帯の児童のこと。

○ファミリー・サポート・センターとは・・・

「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」が互いに会員となり、互いに支え合い必要な育児サポートにつなげる、地域の相互援助活動組織（有償）。~~になって有償で助け合う会員組織。~~会員は以下の種類に分けられます。

おねがい会員・・・子育ての援助をしてほしい方。

まかせて会員・・・子育ての援助をしたい方。

どっちも会員・・・上記の子育ての援助について、両方を希望する方。

○自動償還方式とは・・・

市の窓口で助成金支給申請することを簡素化するシステムのこと。保護者は一旦自己負担金を支払えば、その後助成金支給申請を市の窓口で手続きする必要はなく、助成金は後日指定の口座に自動振込みとなります。

○現物給付方式とは・・・

医療機関窓口で現物給付の受給資格者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができること。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 安心できる子育て環境の充実	<p>保育を必要とする家庭・児童への対応を図るため、待機児童解消や多様な保育サービスの充実、保育環境と保育士の質の向上・維持に取り組めます。また、すべての子ども・子育て家庭を支援するため、地域人材や各種資源等の協力のもと、子育てに対する不安の解消や交流、支え合いの仕組みの充実を図ります。</p> <p>こども医療費助成については、ひとり親世帯の受給者に対しても自動償還方式を導入することにより、助成金申請の簡素化を図ります。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づき、「一人一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けて、切れ目のない保育・教育環境の整備に取り組めます。</p>	<p>○待機児童解消に向けた多面的方策の実施教育・保育施設におけるニーズへの対応</p> <p>○多様な子育てサービスの充実</p> <p>○保育士の処遇改善と確保、幼稚園教諭の確保及び質の向上</p> <p>○「公」と「民」の役割分担と連携の強化</p> <p>○子育て支援ネットワークづくり</p> <p>○助成金申請の簡素化</p> <p>○切れ目のない保育、教育で安心できる子ども子育ての推進</p> <p>認定こども園への移行検討・支援</p>
② 児童の健全育成に向けた取り組みの充実	<p>遊びや多様な体験、異年齢児童の交流等を通して児童の健全育成を図るため、放課後や休日等の児童の居場所づくりに取り組めます。</p>	<p>○小学校区ごとに一か所の児童館センターの整備に向けた取り組み</p> <p>○放課後等の児童の居場所づくりの充実</p>
③ ひとり親家庭への自立支援の推進	<p>就業支援を中心とした経済的支援を行うとともに、育児等の負担軽減となる制度の普及及び拡充を検討します。</p> <p>また、相談窓口や当事者団体の活動促進を図ります。</p>	<p>○経済的自立の支援</p> <p>○子育て、生活支援の拡充</p> <p>○ひとり親家庭生活支援事業の推進</p> <p>○支援体制の強化</p>

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
保育施設の待機児童数 KPI	71人	0人
放課後児童クラブの待機児童数 KPI	80人	0人
ファミリー・サポート・センターどちらも、まかせて会員数	452人	477人
ひとり親家庭生活支援事業利用者の就職者数	なし	22人
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合 KPI	87.5%	90%

関連する主な個別計画等

- ・第2期 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27R2～R634年度）
- ・第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H30～R4年度）

基本施策(3) 児童虐待・DV の防止と被害者支援の強化

目指すまちの姿

学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の気運の醸成を目指します。
また、就業・住宅確保のためのつなぎサポート等により、被害者への自立支援を行うとともに、児童虐待・DVを予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

現状と課題

- 児童虐待の予防及び早期発見に資するため、**こんにちは赤ちゃん事業**や乳幼児健診等により、気になる世帯の把握を行い、関係機関と連携し支援を行っていますが、健診未受診者に対する取り組みの充実、強化が必要です。
- 児童相談は、毎年500件以上となっており、そのうち200件以上が児童虐待に関する相談となり**ても増加**しています。児童虐待防止の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、**中学校コザ児童相談所**をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。
- 児童虐待に関する啓発活動を行っていますが、保育園、幼小中学校で虐待対応への理解が十分とはいえないため、虐待の疑われる児童の潜在化が懸念されます。
- 女性相談の件数は、増加傾向にあり、特にDV被害に関する相談件数の占める割合は、年々増加しています。また、離婚、DV等、専門的な知識を要する相談が多いため、専門性の確保が求められています。
- 増加する相談、また複雑な相談内容に対応できるように相談体制を**再構築強化**する必要があります。
- DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や各種講座を実施し、DV防止啓発及び被害者支援事業について、さらなる周知を行う必要があります。



児童虐待防止パネル展

一 口 メ モ

○こんにちは赤ちゃん事業とは・・・

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業のこと。

○要保護児童対策地域協議会とは・・・

児童虐待をはじめ、非行や不登校、障害がい等の児童、**特定妊婦**に関する課題解決を図る組織のこと。本市では、**34コザ児童相談所**をはじめ、多くの関係機関・団体で構成されています。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 児童虐待等の予防と対応	<p>乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん事業、母子親子健康手帳交付時等の各種母子保健事業において、児童虐待等の早期発見・対応により、関係機関と連携し、虐待予防につなげます。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の活動の充実を図り、虐待の早期発見と被害児童及び虐待者、双方への適切かつ継続的な対応を強化します。</p> <p>また、児童虐待の多岐にわたる問題に対応するため、職員の資質向上に努めるなど、相談対応の充実を図ります。</p> <p>虐待が懸念されるハイリスク世帯の発見やフォローを行うため、母子保健との連携強化を図ります。市民に対して、虐待の未然防止、また、虐待及びその恐れのある家庭を発見した際、ためらうことなく通告できるよう、周知・啓発を行います。</p>	<p>○乳幼児健診受診率の向上 <small>健康もひとしごと</small></p> <p>○こんにちは赤ちゃん事業の訪問率の向上</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の活動の充実</p> <p>○相談窓口の強化</p> <p>○ハイリスク世帯の発見及び対応の充実 <small>子育て支援</small></p> <p>○市民への周知及び啓発</p> <p>○母子保健施策との連携強化</p>
② DVの防止と被害者支援の強化	<p>関係機関と相互に協力し、DV被害者の適切な保護を行っていくとともに、相談及び支援体制の充実強化を図ります。</p> <p>また、精神的フォローを行いながら、就業及び住宅確保のため関係機関へのつなぎサポートを行うなど、被害者の自立を支援します。</p> <p>DV根絶の気運を醸成するため、学校・地域・家庭での人権教育等を推進するとともに、市民の適切な対応・協力を得るための広報啓発を行います。</p>	<p>○相談・支援体制の充実強化</p> <p>○適切な保護のためのネットワークの構築</p> <p>○被害者の自立支援の充実</p> <p>○DV未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実 <small>健康もひとしごと</small></p> <p>○加害者への対応</p> <p>○各種ハラスメント防止対策の推進</p>

基本計画
目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
3歳児健康診査受診率 <small>KPI</small>	84.76%	85.90%
児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度 <small>KPI</small>	90.89.2%	90%

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～R3年度）
- ・第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぶらん～（H27～R6年度）
- ・第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H30～R4年度）

基本施策(4) 障がい者(児)福祉の充実

目指すまちの姿

障がい者(児)を含む全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、日常生活や就労支援により、障がい者(児)が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 障がい者施策の充実に向け、中学校区での相談支援体制を基本に、関係機関との連携を図り、取り組みを進めていますが、相談支援業務の専門性確保、継続した支援体制の確立及び障がい理解に向けた地域への広報啓蒙活動のあり方の検討が求められています。
- 就労移行支援、就労継続支援のサービス利用者が著しく伸びており、一般就労に向けた企業とのマッチングが求められています。また施設入所希望者も多く、宅地建物取引業者会と連携した居住先の確保等、地域移行、定着への対応も求められています。さらに、本市においては、平成30年度に『宜野湾市子ども未来応援計画』を策定し、横断的に貧困対策に資する事業を整理しました。今後は本計画を推進することで、子ども達が未来へ希望を持って成長できる宜野湾市を目指しています。
- 就学前の児童発達支援に希望者が多く飽和状態です。また市内に短期入所施設がなく、待機状態で支給決定後のサービス利用に支障を来しています。
- 保育子育て支援課在籍の臨床心理士を中心に、関係部署(障がい福祉課・健康増進課等)等と連携し、乳幼児健診や保育所等巡回等相談において、発達障がい児の早期発見及び障がい児相談へと繋がりがやすくなっています。
- 放課後デイサービス等の障がい児サービスの利用が増加しており、各施設における障がい児保育を行う人材確保のため、勉強会や研修会の充実を図る必要があります。



車いすマラソン

一 口 へ も

○放課後デイサービスとは・・・



学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

○インクルーシブ教育とは・・・

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。




施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 相談支援・連携体制の構築	障がい者（児）の抱える多様な問題の解決に向け、関係機関との連携のもと、相談支援体制や情報提供の充実を図ります。 また、障がい者（児）を含む全ての市民が平等である地域社会づくりに向け、広報、啓発に取り組み、障がい福祉施策の進展を図ります。	○相談支援体制の充実 ○自立支援協議会の充実 ○障害者差別解消法の取り組み  ○障がい者（児）の地域活動支援 ○共生社会（インクルーシブ）づくりの推進
② 自立に向けた住環境・就労支援	地域における障がい者の自立した生活に向けて、就労支援策と住まいの確保等について、関係機関と連携し取り組みます。	○就労支援策の確立 就労及び自主活動支援の充実 ○居住サポートの確立 ○自動車運転免許取得費用等助成の実施
③ 障がい児への早期支援	障がい児への早期支援を図るため、関係各課との連携を強化し、療育支援や保育、放課後活動の充実を図ります。 障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、障がい児保育の充実をはじめ、各種サービスの活用による放課後等の居場所の確保を図ります。 障がいの有無に関わらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、関係各課と連携し取り組みを進めます。	○障がい児 特別支援 保育の充実  ○療育支援の充実 ○保護者支援の実施 ○障がい児サービスの充実 ○インクルーシブ教育の実践 ○障がい児福祉計画の策定 推進
④ 日常生活支援の充実	障がい者（児）の日常生活を支援するため、福祉サービス等の充実を図ります。 また、住環境のバリアフリー化や移動手段・交通手段の確保、生きがい活動等の推進を図り、社会参加を促進します。	○在宅生活の支援 生活支援の充実 ○日中活動の場及びサービスの充実 ○バリアフリー環境の充実 ○生きがい活動の推進

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援体制の整備	0 か所	1 か所
身体障害者住宅改造費助成件数	6件	10件
放課後デイサービス利用者人数 	430人	752人

関連する主な個別計画等

- ・第4次宜野湾市障がい者福祉計画（H24R3～29R5年度）
- ・第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27R2～31R6年度）

基本施策(5) 高齢者介護・福祉の充実

目指すまちの姿

高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいをもって生活することができるまちを目指します。

また、支援や介護が必要となる場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、日常生活支援総合事業等を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築による、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

現状と課題

- これまでの福祉サービスは、高齢、障がい、児童、その他対象者ごとに充実してきたところですが、家族や地域社会の変容に伴うニーズの多様化や、必要な支援の複合化に対し、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できていないケースも存在しています。
- 市社会福祉協議会において「生きがい対応型デイサービス事業」や「軽度生活援助事業」を含む「高齢者地域生活支援事業」を市の補助事業として実施しています。
- 平成 28 年 3 月に介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、介護予防訪問介護等現行相当サービスと、専門職による短期集中サービス C を実施しています。今後は、基準を緩和したサービス A 又は住民主体によるサービス B の実施検討等が必要です。
- 本市の高齢化率は、県平均と比べ低い水準で推移しているものの、確実に上昇しており、団塊の世代が 75 歳（後期高齢者）となる 2025 年には、5 人に 1 人が高齢者となることを見込まれています。2040 年頃には、高齢者人口がピークを迎えます。
- 高齢者の多様なニーズに応えられるよう福祉サービスを展開するとともに、各中学校圏域に地域包括支援センターを設置し、高齢者の地域での生活を総合的に支援しています。
- 市社会福祉協議会が全 23 自治会で実施している「生きがい対応型デイサービス事業」や赤道・伊利原老人福祉センターの運営により、高齢者の生きがいづくり・社会参加の場を提供しています。
- 今後は高齢者とその家族、地域住民、民間事業者など多様な主体が自助・互助の視点も取り込みながら、地域の支え合いの仕組みづくりに参画できる環境づくりが求められています。
- いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、介護予防やフレイル対策の充実及び介護保険サービスの充実が求められています。



ミニデイサービス（野嵩 1 区）



介護予防教室

○地域包括ケアシステムとは・・・

2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

○短期集中サービスA、B、Cとは・・・

予防訪問介護サービスの類型のこと。

サービスA・・・生活援助等を行います。

サービスB・・・住民主体の自主活動として、生活援助等を行います。

サービスC・・・保健師等による居宅での相談指導等を行います。

○フレイルとは・・・

健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」を指します。フレイルには身体的フレイル、オーラルフレイル、心理的・認知的フレイル、社会的フレイルと呼ばれる様々な側面があります。早期に適切な対策を行うことで、健康な状態に戻ることも十分に可能です。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
<p>① 高齢者の社会参加や生きがいづくり支援の充実</p>	<p>対象を問わずに誰もが福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」の整備を進めるとともに、高齢者の外出機会を増やす動機づけを目的とする、シルバーパスポート事業を実施します。日常生活の活動を高め、社会参加の機会を作ることや居場所・出番作りを支援することで、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総合事業の多様なサービスの創設、シルバーパスポート事業の実施、シルバーパスポートカードの継続 ○活動の場の整備の充実 活動場所や居場所の整備と充実 ○老人福祉センターの管理・運営 ○生きがい対応型デイサービス事業の継続
<p>② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>	<p>高齢者の生活支援サービス等の提供体制の構築に向けたサービス資源の開発や、ネットワーク構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置します。さらに、情報共有及び連携強化の場となる「協議体」を設置し、コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画することで、生活支援の担い手の養成や、サービスの開発等を行います。</p> <p>高齢者本人へのアプローチだけではなく、本人を取り巻く環境も含めた介護予防に取り組みます。また、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの強化にも取り組みつつ、多様な生活支援サービスが提供できるよう資源開発やネットワークの構築にも取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防及び生活支援サービス事業の推進 ○一般介護予防事業の推進 ○フレイル対策の実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○自立支援型地域ケア会議の強化 ○多種多様な主体による多種多様なサービスの創出
<p>③ 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>多様なニーズに対応したサービスの提供を図り、地域包括ケアシステムの構築による、地域住民の協働と参画による誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。</p> <p>住まい・医療・介護・予防・認知症施策、生活支援が地域で包括的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、自助・互助・共助・公助の4助がバランスよく機能できるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的支援事業(地域包括支援センターの運営、社会保障充実分)の充実 地域包括支援センターの機能強化  ○みまもり自動販売機の設置 ○サービス基盤の充実 ○適切なサービス利用の促進 ○包括的支援事業(社会保障充実分)の充実 ○地域密着型サービス事業の充実 ○認知症の方を地域で支える仕組みづくり 

基本計画
目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
シルバーパスポートカード協力事業所数	8か所	12か所
介護予防・日常生活圏域調査より（3年に1回実施） 「生きがいの有無」の項目で「有」の割合	62.8%	68%
介護予防・日常生活圏域調査より（3年に1回実施） 「現在の幸福度」の項目で8点以上の割合	47.7%	50%
介護予防・日常生活圏域調査より（3年に1回実施） 「現在の健康状態」の項目で「まあよい」以上の割合	71.9%	73%
みまもり自動販売機の設置	0機	400機

関連する主な個別計画等

- ・第7期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30R3～R529年度）

基本施策(6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進

目指すまちの姿

誰もが安定した生活が送れるように、生活保護制度や国民年金制度等の周知及び支援を実施するほか、生活困窮世帯に対する就労支援や、子どもたちに対する学習支援を行い、市民の生活向上を目指します。

現状と課題

- 生活保護受給者が増加している中、生活困窮者自立支援制度（平成 27 年 4 月）が新たに創設され、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化が求められています。
- 民生委員、児童委員をはじめ各関係機関との連携を図り、生活困窮世帯の把握に努めるなど、支援体制の充実が必要です。
- 子どもの貧困対策について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年 1 月）」が施行され、貧困の連鎖防止に向けた対策が求められています。さらに、本市においては、平成 30 年度に『宜野湾市子ども未来応援計画』を策定し、横断的に貧困対策に資する事業を整理しました。今後は本計画を推進することで、子ども達が未来へ希望を持って成長できる宜野湾市を目指していきます。
- 貧困の連鎖を防止するために生活困窮家庭等の子どもに対し、将来安定した生活が送れるように自立に向けての就学支援が必要です。
- 本市では、こども支援員を配置し、生活環境の現状把握や、関係機関との情報共有を行っています。さらに、生活困窮世帯等の子どもの通塾等への支援や、食事の提供、生活指導等ができる「子どもの居場所」の開設等、取り組みを実施しています。
- 日本年金機構との連携を密にし、無年金者になる恐れがある方に対する国民年金制度の周知、戸別訪問や勧奨文書の発送等、指導の徹底が必要です。
- 沖縄県の納付率は全国平均と比べ低いため、おのずと年金受給額も低くなる。国民年金制度の意義を理解することが納付率の向上に繋がるので、日本年金機構との連携を密にし、国民年金制度の周知が必要です。



就労準備セミナー

ー ー ー ー

○民生委員、児童委員とは・・・

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 低所得者福祉の充実	<p>低所得者の生活の安定化を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の各種制度の周知や援助、助言等の相談体制の強化を図るとともに、地域等と連携した生活サポートに努めます。</p> <p>また、関係機関等との連携のもと、職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を実施します。</p>	<p>○各種制度の周知徹底</p> <p>○相談体制の充実及び強化</p> <p>○地域等と連携した生活サポートの充実 安生</p> <p>○職業相談、就労支援策の強化</p> <p>○就労準備支援事業の実施</p>
② 子どもの育ちの保障と充実	<p>子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や、子どもの居場所づくりの推進等、必要な環境整備を実施します。</p> <p>さらに、子どもの貧困対策を実施し、低所得世帯の学習が遅れがちな子どもたちを対象とした学習支援や、高校進学率向上を目指した学習支援を実施するなど、教育機会の均等が図られるよう取り組みます。</p>	<p>○子どもの学習・生活支援事業の充実・強化 健康子ども</p> <p>○地域等と連携した生活サポートの充実</p> <p>○関係機関等と連携した相談、支援策の強化</p> <p>○子どもの居場所づくりの推進 子ども居場所</p> <p>○子どもの実態調査の実施</p> <p>○子ども支援対策計画策定子ども未来応援計画の推進 子ども未来</p>
③ 国民年金制度の周知	<p>日本年金機構と連携し、国民年金制度周知の徹底に努めます。</p> <p>また、無年金者になる恐れがある方に対し、保険料納付や任意加入等の指導及び免除勧奨を行い、年金受給権の確立を図ります。</p>	<p>○制度周知の徹底</p> <p>○届出や納付の勧奨及び指導の徹底</p>

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
就労準備支援事業における講座開催回数	4回 25件	3回 25件
生活保護受給者等就労自立促進事業 支援者要請件数		
子どもの居場所運営支援箇所数 KPI	7か所	7か所

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～R3年度）
- ・第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H2530～R429年度）
- ・第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27R2～R634年度）
- ・宜野湾市子ども未来応援計画（H30～R5年度）

基本施策(7) 健康づくりの推進

目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への**国際沖縄健康医療拠点構想の形成**を見据え、市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことのできる健康都市の実現を目指します。

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成27年度特定健診受診率は33.21%で、県内下位となっています。受診率向上に向けた取り組みとして、重点的な受診勧奨を行うためのモデル自治会の選定や、受診率上位3自治会及び受診者数が増加した自治会の表彰を行ってまいりました。
- 令和元年度からは、新たな取組としてAI（人工知能）分析を活用した受診勧奨通知を開始しました。今後は、リピーター受診及び治療中の方の健康受診勧奨を強化して取り組みます。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあるため、医療費の適正化が求められています。
- 母子保健活動について、各種健診や健康教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められています。
- 西普天間住宅地区跡地での**国際沖縄健康医療拠点構想の形成**実現に向けて、関係機関と協議を行っています。琉球大学医学部及び同附属病院と連携した市民の健康づくりを検討する必要があります。



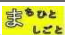
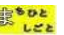
はごろもウォーキング大会

一 口 へ も

○国際**沖縄健康医療拠点構想**とは・・・

平成27(2015)年3月に米軍から返還されたキャンプ瑞慶覧の一部である「西普天間住宅地区」の跡地に、琉球大学医学部及び同病院の移転を中心に、高度医療や研究機能の充実、地域医療水準の向上、国際的な研究交流及び医療人材育成等を図る構想のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 健康づくり活動の充実	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実等により健康づくりに関する意識の啓発に努めます。 また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。	○健康相談の充実  ○各種健康教室の充実  ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進
② 疾病予防対策の強化	特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。 新型コロナウイルスなど新たな感染症対策に伴う施策を行い、感染拡大防止を図ります。については、ワクチンの予防接種等、国や県と連携して感染拡大防止に努めてまいります。	○健診等の情報提供 市民への周知活動強化 ○受診しやすい健診等の実施 健診受診環境の充実 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 医療機関連携体制の構築 ○各種予防接種の情報提供の充実  ○任意予防接種の公費負担の実施 ○ 新たな感染症対策に伴う施策の実施
③ 医療費適正化の推進	医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。	○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進
④ 母子保健活動の推進	妊娠期から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通じ、健康づくりを推進する。 さらに子育て世代包括包括支援センターを設置し、切れ目のない相談支援を構築することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。	○健診の充実  ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 子育て世代包括包括支援センターを設置・運営 ○思春期保健の充実
⑤ 沖縄健康医療拠点の形成構想の推進	琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、沖縄健康医療拠点形成構想の実現を目指します。	○国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 ○関係機関と連携した市民の健康づくりの推進 

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
健康相談人数	619人	700人
運動習慣者の割合 KPI	男性 34.2% 女性 29.8%	男性 45% 女性 40%
特定健診受診率	34%	60%
おたふくかぜ予防接種率 KPI	89.7%	90%
特定保健指導実施率	57.2%	60%
ジェネリック医薬品利用率	73.2%	80%

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21 (第2次) (H26~R5 年度)
- ・宜野湾市食育推進計画 (H26~R5 年度)

基本施策(1) 未来を担う人間力の育成

目指すまちの姿

教育環境のさらなる充実により、未来を担う子どもたちが、誰もが自立した一人の人間として夢に向かって力強く生きていくとともに、社会の一員として役割を果たすことができるよう「人間力」を育成し、自らが主体的に課題解決できる、知・徳・体の調和のとれた**幼児児童・生徒**を育てるまちを目指します。

現状と課題

- 宜野湾市の教育に関する意識調査によると、基礎的・基本的な学力がついている子どもたちが多いと思う保護者は**60.477%**、教職員は**30.845%**です。
- 「確かな学力」の向上を図るため、教師の授業力向上の取り組みと併せて、全小中学校に学習支援員を配置し、「分かる授業」の構築の取り組みを行っています。今後も学習意欲の向上につながる取り組みが必要です。
- 本来、子どもたちがに身につけるべき**てほしい**基本的な生活習慣や規範意識の**形成**、社会的マナー等が十分備わっていないため**性の高まりを目指し**、子どもや親の意識、ニーズを的確に把握し、家庭と地域が連携しながら、子どもの生活改善に向けた取り組みが必要です。
- 改訂学習指導要領を踏まえ、**道徳の教科化に向けて、効果的かつ多様な指導方法を重視した研修の充実を図る必要があります。**
- 幼児教育の質の向上を図るため**幼稚園教諭研修の充実を図ります。**保幼小連絡協議会を実施し、公立幼稚園が公立小学校、就学前教育施設のつなぎめとなり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進していく必要があります。
- 幼児児童生徒が**学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質能力を身に付けていくことができるよう、教育活動全体を通してキャリア形成教育の充実を図っていく必要があります。**小中高校までの12年間、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら自己の変容や成長を自己評価できるよう、「宜野湾市キャリアパスポート」を活用していきます。
- インクルーシブ教育の視点に立ち、特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりの理解と教育的ニーズを把握することで共に学ぶ機会を保障し、その持てる力を高めさせ、自立や社会参加を目指した学校生活を送れるよう**特別支援教育支援員を配置するなど、適切な指導や支援を行っています。**今後も、支援体制を充実させる取り組みが必要です。
- 不登校問題の改善は最重要課題であり、抜本的な解決策を講じる必要があります。
- 児童生徒のいじめ、や不登校等児童生徒指導上の課題に対応するための問題解決に向けて、市内全公立小中学校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置しています。**
- 児童生徒のむし歯保有率が高く、全国平均に比べ、小学校で**19ポイント**、中学校では**26ポイント**も上回っている状況のため、学校における**健康教育の充実や、関係機関と連携した取り組みが必要**です。本市の児童生徒のむし歯有病者は、全国と比べて多いことから、むし歯予防に取り組む必要があります。



小学校における授業風景

一 口 メモ

○スクールソーシャルワーカー（SSW）とは・・・

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。

○スクールカウンセラーとは・・・

—教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

○インクルーシブ教育とは・・・

障害のある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学び、障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるよう目指すこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 確かな学力の向上	<p>幼児児童生徒が「生きる力」を備えた人間として成長できるよう、地域の特性を生かした教育課程の編成に努めます。特に英語教育や情報教育の充実を図りつつ、自国や他国の言語や文化について学び、国際性豊かな人材の育成に努めます。</p> <p>また、国や県と連携し、児童生徒の「確かな学力」の向上に係る取り組みを推進します。</p> <p>学校でのキャリア教育だけでなく、生涯にわたるキャリア形成に係る教育を図り、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の充実 ○わかる授業の構築 ○特別支援教育の充実 ○外国語教育を含めた国際理解教育の充実 ○キャリア形成教育の推進 ○体験活動や読書活動の推進
② 豊かな心・健やかな体の育成	<p>幼児児童生徒一人ひとりの豊かな心を育み、望ましい自己実現を図るため、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな情操、善悪の判断等規範意識及び公共の精神、健康、安全、規則正しい生活等の基本的な生活習慣を育むなど、道徳教育・人権教育の充実を図ります。</p> <p>不登校児童生徒・児童生徒のいじめや不登校等の問題解決に向けて、関係団体と連携を図り、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、幼児児童生徒や保護者、教職員の教育相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めます。特に、むし歯予防の取り組みや、学校給食を通して正しい食生活への理解と望ましい食習慣の形成を図る食育指導への取り組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実 ○人権教育の充実 ○教育相談・支援体制の推進 ○健やかな体づくりの推進 ○食育の推進

基本計画

目標3 文化を育み、心豊かな人を育てるまち

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
学習支援員配置等による全国学力・学習状況調査（小学校・算数）正答率の総合平均値の全国との差 KPI	＝0.5＋1.4ポイント	＋3ポイント
学習支援員配置等による全国学力・学習状況調査（中学校・数学）正答率の総合平均値の全国との差 KPI	－8.8ポイント	－3.05ポイント
児童英検の正答率（小学5年生） KPI	85%	88%以上
児童英検の正答率（小学6年生） KPI	80%	83%
ALT・JTE配置等による「英語が好き」な児童（小5・6）の割合 KPI	82%	85%
英語検定5級合格率（中学生）	86%	90%
ALT配置等による「英語が好き」な生徒（中3）の割合 KPI	57.2%	65%
ボランティア教育活動推進校	校	全ての小中学校

特別支援教育支援員派遣事業に対する満足度（満足度調査） <small>KPI</small>	93%	95%
--	-----	-----

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市教育大綱（H27R3～（改訂中）32年度）
- ・宜野湾市教育振興基本計画（H28R3～（改訂中）32年度）

基本施策(2) 地域に開かれた学校づくりの推進

目指すまちの姿

学校、家庭、地域が連携した教育活動の充実を図り、教職員の資質の向上及び ICT 環境並びに学校施設環境の整備を進め、地域に開かれた学校づくりを目指します。

現状と課題

- 「地域とともにある学校づくり」の仕組みである「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」を平成 30 年度から令和 2 年度までに、全小中学校に順次導入しています。学校関係者や地域住民、また、子どもに関わるより多くの方々に、コミュニティ・スクールについて周知することや理解を促進していく必要があります。
- 学校の教育活動の支援を行うとともに、地域と学校における「連携・協働」へと発展させることを目指し、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組んでおり、地域コーディネーターの継続配置やボランティアの人材発掘が求められています。
- 長期研修や初任者研修等、教職員研修の充実や高等教育機関との連携を図り、教職員の実践的指導力の向上を図っています。
- 学校での校務支援システムのカスタマイズ等に取り組み、活用率の向上に努めています。
- 文部科学省が推進する GIGA スクール構想の実現に向けて、校内通信ネットワーク及び児童生徒 1 人 1 台端末の整備を進める必要があります。
- 学校インターネット回線が 1 人 1 台端末の活用に適しているか検証する必要があります。
- 授業での ICT 機器活用の促進が図られるよう、ICT 支援員による授業支援を計画的に推進し、全ての教員が ICT 機器を活用できるよう研修支援体制の充実を図る必要があります。
- 小学校への大型提示装置の整備について、学校現場からの更なる整備の要望もあり、ICT 機器の活用を促進するため、今後さらなる整備を検討する必要があります。
- 中学校の大型提示装置が平成 28 年度に整備し令和 3 年度で 5 年目になるので、機器の更新を検討する必要があります。
- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常の安全点検を徹底するなど各学校施設の現状について的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的に機能更新等を実施する必要があります。
- 旧耐震基準の学校施設については、早急に耐震化を図る必要があります。



放課後子ども教室



大型提示装置を活用した授業



一 〇 × モ

○ ICTとは・・・

コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称のことインターネットなどの情報通信技術のこと。

○校務支援システムとは・・・

―出欠や成績等を情報化し、管理を行うシステムのこと。―

○OGIGAスクール構想とは・・・

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 地域と連携した教育活動の充実	<p>地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するとともに、地域住民、社会教育関係団体、NPO、近隣大学等様々な人材を活用し、教育活動の充実を図ります。</p> <p>保護者や地域住民が学校や子どもたちの教育活動を支援するだけではなく、学校と地域の双方向による連携協働の体制づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進 ○地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの推進 ○子どもの居場所づくりの推進  ○青少年支援ネットワークの構築
② 教職員の指導力の向上	<p>様々な研修プログラムの設定、近隣大学や地域内外の多様な人々との協働実践を図り、校内研修の充実に努めます。</p> <p>電子黒板、タブレットPC大型提示装置、1人1台端末やデジタル教科書等 ICT を活用した授業の活性化を図り、より細かな指導と効果的な授業が展開できるよう、教職員の ICT 活用のスキルアップを図り、授業力の向上に努めます。</p> <p>教職員の研究活動への参加促進を図り、課題解決に向けた意欲的な取り組みを支援し、教職員の人材育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○階層別教職員研修等の充実 ○キャリアステージに応じた教師の資質向上 ○大学と連携した校内研修の充実 ○ICT を利活用した授業力の向上 ○教員の教育研究活動の推進
③ 教育環境の充実	<p>子どもたちが事故や犯罪、自然災害等に巻き込まれないよう、通学路や施設の安全点検を実施するなど、地域、関係機関と連携して子どもの安全確保を推進します。</p> <p>学校施設の耐震化及び長寿命化等、環境整備の充実をはじめ、各学校へ ICT 環境の整備を積極的に進めます。</p> <p>多忙化する教職員の労働環境の改善に向け、学習支援員等の雇用やボランティア等の外部人材を積極的に活用します。また学校業務の見直しなど、働き方改革教職員の健康保持及び増進に関する取り組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の ICT 化の推進  ○学校図書館の機能の充実 ○学校等施設・設備の充実  ○子どもの安全・安心の確保 ○教職員の労働環境の充実 ○総合教育会議の開催

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
学校支援ボランティアの人数全小中学校への地域ICTネットワークの配置	11校	13校
放課後子ども教室 14	3教室	9教室
夜間街頭指導活動実施数	128回	130回
ICTを活用した授業ができる教員の割合(小学校)	47%	100%
ICTを活用した授業ができる教員の割合(中学校)	58%	100%
小学校の大型提示装置の整備率	全学級の2分の1整備	全学級に整備
市立小・中学校の耐震化率	95%	100%

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市教育大綱 (H27R3～R2年度(改訂中) 32年度)
- ・ 宜野湾市教育振興基本計画 (H28R3～R2年度(改訂中) 32年度)

基本施策(3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目指すまちの姿

生涯にわたり、学習することができる環境の充実を推進するとともに、郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを通して、市民一人ひとりが、ふるさとの芸術・歴史・文化に誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。

現状と課題

- 社会教育関係団体等の会員減少や、組織力の低下が見受けられるため、組織の役割や今後の方向性を検討し、活動や運営に関する相談や支援を行う必要があります。
- 健康維持や生活習慣病を予防するため、多様な教室を実施するとともに、公民館や市内の小中学校へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ・レクリエーションの普及、指導を行っています。
- 時代や市民ニーズに合った学習内容を的確に把握し、身につけた知識や技能を学校や地域へ活用できるよう、関係部局や学校、NPO団体等との積極的なネットワークづくりが必要です。
- 市民図書館から遠い地域に住む市民の利用率が低いため、地域間格差の解消が求められています。また、**図書資料を扱う市立施設（中央公民館図書室・博物館等）にある資料を一元管理し、限られた図書資源を有効活用する必要があります。**
- 基地内の文化財について、全ての把握ができておらず、**また、確認された文化財の保護が不十分です。**
- 無形民俗文化財への参加者が少なくなり、存続が危ぶまれています。
- 有形文化財の石積み等の緩み等、補修が必要な箇所が多くなっています。
- 戦後 75 年余が経過し、戦後世代が大半を占めている今日、市内外からも本市の戦前・戦後史や、地域の歴史文化に対する関心が高まりつつあります。
- 博物館主催の企画展や市民講座、体験教室等の実施を通して子どもから大人まで様々な人たちが宜野湾市の特色や魅力にふれ、理解を深める機会を提供しています。
- 地域の偉人の生き方や功績、文化財を身近に感じ学べる機会を提供し、地域の方々が語り継いでいく取り組みを推進し、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧区域内の文化財保護と跡地利用計画の策定等、市民が主体的にまちづくりに関われる市民参画の仕組みづくりを行うことが求められています。



青年エイサー祭り



博物館展示室（リニューアル実施）

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 生涯をとおした学びの推進	<p>市民図書館や中央公民館等、学びの拠点施設を中心とした学習支援や芸術文化、スポーツ、レクリエーション活動を推進します。</p> <p>家庭環境の多様化、地域社会の変化に伴い、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、家庭の教育力向上に向けた支援体制の充実を図ります。</p> <p>大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより、地域のつながりを築き、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる、地域リーダーの育成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民図書館を中心拠点とした生涯学習環境の充実と盤整備 ○中央公民館を拠点とした学習支援の推進 ○学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり ○家庭教育支援の充実 ○芸術文化活動の推進 ○スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○地域活動団体への支援 ○地域を支える人材の育成と基盤整備
② 郷土を学びつなぐ環境の充実	<p>郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを進めるとともに、歴史的公文書や地域の歴史、文化に関する地域資料を積極的に収集、保存します。</p> <p>また、歴史・文化の発信拠点としての博物館の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化、伝統芸能の継承及び発展 ○文化財の保存整備等の推進 ○歴史を活かしたまちづくりの推進 ○博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実 ○文化関係団体等への活動支援と人材育成 ○市史を活用した郷土学習の推進

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
市民図書館利用者数 KPI	171,776人	185,814人
ボランティア活動実施サークル数	19団体	23団体
スポーツ推進委員派遣事業	実施	継続実施
市史の刊行	1件	1件
市立博物館利用者数 KPI	34,743人	34,743人
博物館主催の講座等の受講者数	431人	600人
文化財めぐり等の見学者数	380人	500人

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市教育大綱（H27R3～（改訂中）32年度）
- ・宜野湾市教育振興基本計画（H28R3～（改訂中）32年度）